

審査実施要領

1 事業概要

書類及びプレゼンテーションによる審査で評価・採点を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2 選定機関

書類及びプレゼンテーションの評価および受託事業者の選定は、小松市民病院職員および学識経験者等外部の者で組織する「小松市民病院ホームページ審査委員会」（以下「審査委員会」）が行う。

3 書類審査（配点：100点）

書類審査は審査委員会において以下のとおり実施する。

(1) 基準点（50点）

(ア) 対象：CMS機能要件一覧表

(イ) 評価方法

- ・ 提案CMSの対応状況を事務局が採点する。
- ・ 配点は次のとおりとする。
 - 「加点」の項目に○：該当1項目につき、加点（+2点）
 - 「加点」の項目に△：該当1項目につき、加点（+1点）
 - 「必須」の項目に×：該当1項目につき、減点（-2点）

(2) 価格点（初期構築費用及び保守運用費用 50点）

(ア) 対象：【様式第4号】見積書（初期構築費用）、【様式第4号】見積書（保守運用費用）

(イ) 評価方法

- ・ 見積書を事務局が採点する。
- ・ 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は満点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。
 - 「価格点＝配点×（最低見積価格※1、2÷見積価格※1、3）」
 - ※1：この式中的見積価格とは、初期構築費用と保守運用費用（5年分）の合計とする
 - ※2：全提案者中最も低い見積価格
 - ※3：当該提案者の見積価格

4 プレゼンテーション審査（配点：400点）

提案書に基づいたプレゼンテーション審査は審査委員会において以下のとおり行う。

書類審査の点数とプレゼンテーション審査の点数の合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーション評価点（400点）

(ア) 対象：提案書に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答

(イ) 評価方法

審査会において、各審査員が提案書に基づいたプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

	審査項目	評価ポイント	点数
1	会社概要、サイト構築及びCMS導入実績	同規模以上のサイト構築及びCMS導入実績を示されており、その実績は豊富であるか。また、今回の委託に関連した業務を行う等、多角的な視点を有しているか。	30
2	本業務に対する取組み方針と構築期間中のサポート体制	現行サイトの問題点や改善点、新サイトに必要な方針について詳細に分析し、改善方法が示されているか。	60
		サポート体制は具体的に示されており、十分な体制となっているか。	40
3	デザイン・サイト構成	当院のイメージと一致し、情報提供に適したデザインであるか。	50
		利用者（患者）にとって使いやすいホームページを実現するための工夫がなされているか。	60
4	提案するCMSの機能・データセンター	職員に専門知識がなくてもページの作成、更新などが容易にできるか。	50
		システムを提供するデータセンターは適切か。また、セキュリティは確保されているか。	30
5	スケジュール案	円滑に業務を遂行できるスケジュールとなっているか。また、本市と事業者の役割分担が明確であるか。	30
6	追加提案	当院にとって有益な追加提案があるか。また、追加提案の内容は具体的でわかりやすく、魅力のあるものであるか。	50
点数合計			400

5 プレゼンテーション審査の内容

(1) 日時：令和5年7月14日（金）（予定）

(2) 場所：小松市民病院（別途連絡）

(3) 出席者：1提案者2名以内

(4) 実施時間：1提案者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

(5) プレゼンテーションの内容

提出した企画提案書の内容を説明すること。企画提案書と異なる内容の説明、追加資料の配布は認めない。

(6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(7) その他

大型モニター（50インチ）、HDMIケーブル（5m）、端末（Windows 11）は当院で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

6 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が1者の場合の取り扱い

(ア) 審査の合計点が300点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 書類・提案書及びプレゼンテーション審査の合計点が同点の場合の取り扱い

(ア) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(イ) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(ウ) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。